

求人者・求職者の皆さまへ

【取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲】

当法人の取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、全国です。

【手数料に関する事項】

求人・求職受付の際、手数料はいただきません。

紹介手数料は、以下の計算式で算出いたします。

（常勤雇用（月給者）の場合）

雇用契約締結時の年収見込額（基本給+諸手当（通勤手当を除く）の12ヶ月分+賞与）により、
年収見込額×30％（消費税別）

採用決定者が入社日から6ヶ月以内に採用決定者の都合により退職、過失等による懲戒解雇になった場合は、次のとおり紹介手数料を返還いたします。ただし、雇用主の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、当法人の免責が相当と推察される事由の場合には返還適用の除外といたします。

3ヶ月以内の場合、紹介手数料の50％

6ヶ月以内の場合、紹介手数料の30％

（臨時雇用（日給者）の場合）

雇用契約締結の日当（基本給+諸手当（通勤手当を除く））により、

日当×出勤日数×30％（消費税別）入社日から180日間

例）8月14日入社の場合、8月14日～2月10日まで（毎月締め日にご請求）

採用決定者の就労実績に基づき、毎月締め日に雇用主から当法人宛に出勤簿をご提出いただきます。その後、上記計算式に基づき、当法人より紹介手数料をご請求させていただきます。採用決定者が退職した場合につきましては、それ以後紹介手数料が発生することはありません。

【求人者情報の取扱いに関する事項】

求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の佐藤義仁です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

【個人情報の取扱いに関する事項】

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の佐藤義仁です。

取扱者は個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が保有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行いま

す。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

【苦情処理に関する事項】

苦情処理の責任者は職業紹介責任者の佐藤義仁です。

苦情の申し出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。その他、当社の業務についてご不明な点は、担当者までお問い合わせください。

有料職業紹介事業 許可番号 22-ユ-300491

一般社団法人 伊豆誠心調理師会

代表理事 佐藤義仁

〒410-2201

静岡県伊豆の国市古奈 516-2

TEL：055-947-5133 FAX：055-947-5134